日常生活用具給付のご案内

ただし、児童福祉法(小児慢性特定疾病に係る施策を除く。)、 障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律 の施策の対象となる方は除きます。

■給付の対象となる用具

便器、特殊マット、特殊便器、特殊寝台、歩行支援用具、入浴補助用具、特殊尿器、体位変換器、車椅子、頭部保護帽、電気式たん吸引器、クールベスト、紫外線カットクリーム、ネブライザー、パルスオキシメーター、ストーマ装具(消化器系)、ストーマ装具(尿路系)、人工鼻※対象者や性能等は p. 2 の◆1参照 ※世帯の所得等によって自己負担が異なります p. 3 の◆2参照

■申し込みに必要なもの

- ① 小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付申請書
- ② 小児慢性特定疾病医療受給者証
- ③ 給付を受けようとする用具の見積書※I 用具の基準額は p.2 の◆1参照
- (※1熊本市と業者の委託契約が必要となりますので、事前に下記窓口へご相談ください。)
- ④ 用具を確認できるカタログ等の写し
- ⑤ 主治医からの理由書等※2
- (※2 認定を受けている疾病名や直近の意見書等から明らかに判断ができる場合は不要です。)
- ⑥ 申請者本人の身分証明書(個人番号カード、運転免許証、パスポート等)

■受付窓口 来所にてご申請ください。

熊本市受付窓口	住 所	電話番号
中央区役所保健子ども課	中央区手取本町 -	096-328-2419
東 区役所保健子ども課	東区東本町 6-30	096-367-9130
西 区役所保健子ども課	西区小島2丁目7-1	096-329-1147
南 区役所保健子ども課	南区富合町清藤 405-3	096-357-4138
北 区役所保健子ども課	北区植木町岩野 238-1	096-272-1128

■その他

詳細につきましては、各区役所保健子ども課または熊本市子ども政策課(096-328-2156)までお尋ねください。

◆ 1 品目、対象者、性能等、基準額について

品目	対象者	性能等	耐用 年数	基準となる額
便器	常時介助を要する者	小児慢性特定疾病児童等が容易に使用し得るも の。(手すりをつけることができる。)	8年	4,900円
特殊マット	寝たきりの状態にある者	褥瘡の防止又は失禁等による汚染又は損耗を防止できる機能を有するもの。	5年	21,560円
特殊便器	上肢機能に障害のある者	足踏ペダルにて温水温風を出し得るもの。ただし、 取替えに当たり住宅改修を伴うものを除く。	8年	166,320 円
特殊寝台	寝たきりの状態にある者	腕、脚等の訓練のできる器具を付帯し、原則として 使用者の頭部及び脚部の傾斜角度を個別に調整 できる機能を有するもの。	8年	169,400円
歩行支援用具	下肢が不自由な者	おおむね次のような性能を有する手すり、スロープ、 歩行器等であること。 ア 小児慢性特定疾病児童等の身体機能の状態 を十分踏まえたものであって、必要な強度と安定性 を有するもの。 イ 転倒予防、立ち上がり動作の補助、移乗動作の 補助、段差解消等の用具となるもの。	8年	66,000 円
入浴補助用具	入浴に介助を要する者	入浴時の移動、座位の保持、浴槽への入水等を補助でき、小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	8年	99,000 円
特殊尿器	自力で排尿できない者	尿が自動的に吸引されるもので小児慢性特定疾 病児童等又は介助者が容易に使用し得るもの。	5年	73,700 円
体位変換器	寝たきりの状態にある者	介助者が小児慢性特定疾病児童等の体位を変換 させるのに容易に使用し得るもの。	5年	16,500円
車椅子	下肢が不自由な者	小児慢性特定疾病児童等の身体機能を十分踏ま えたものであって、必要な強度と安定性を有するも の。	5年	77,440 円
頭部保護帽	発作等により頻繁に転倒す る者	転倒の衝撃から頭部を保護できるもの。	3年	13,380円
電気式たん吸引 器	呼吸器機能に障害のある 者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使 用し得るもの。	5年	62,040 円
クールベスト	体温調節が著しく難しい者	疾病の症状に合わせて体温調節のできるもの。	l 年	22,000 円
※紫外線カットク リーム	紫外線に対する防御機能 が著しく欠けて、がんや神 経障害を起こすことがある 者	紫外線をカットできるもの。	-	41,580 円
ネブライザー	呼吸器機能に障害のある 者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使 用し得るもの。	5年	39,600 円
パルスオキシメー ター	人工呼吸器の装着が必要 な者	呼吸状態を継続的にモニタリングすることが可能 な機能を有し、小児慢性特定疾病児童等又は介 助者が容易に使用し得るもの。	5年	173,250円
※ストーマ装具 (消化器系)	人工肛門を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使 用し得るもの。	-	113,520円
※ストーマ装具 (尿路系)	人工膀胱を造設した者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使 用し得るもの。	_	149,160円
※人工鼻	人工呼吸器の装着又は気 管切開が必要な者	小児慢性特定疾病児童等又は介助者が容易に使 用し得るもの。	-	128,700円

^{*}児童福祉法(小児慢性特定疾病に係る施策を除く。)、障害者の日常生活及び社会生活を総合的に支援するための法律の施策の対象となる方は除きます。

^{*}耐用年数を経過するまでの間は、原則として用具の再給付を受けることはできません。 *※のついた用具については、I 年度中の限度額を記載しています。 *人工鼻については、診療報酬の対象となる範囲をこえるものについて支給します。

◆2 階層区分及び自己負担月額表

別添2

徴収基準額表

		120	、基準領衣			独山 甘油	海田甘油 hn
階層区分	世帯の階層(細)区分				徴収基準 月 額	徴収基準加 算月額	
						円	円
A階層	生活保護法 (昭和25年法律第144号) による被保護世帯 (単給世帯を含む。) 及び中国残留邦人等の円滑な帰国の促進並びに永住帰国した中国残留邦人等及び特定配偶者の自立の支援に関する法律 (平成6年法律第30号) による支援給付受給世帯				0	0	
B階層	A階層を除き当該年度分の市町村民税非課税世帯					1, 100	110
C階層	A階層及びB階層を除き当該年度分の市町村民税均等割の額のみ課税 世帯					2, 250	230
		所得割の年額3,	000円以下	D 1	階層	2,900	290
		3,001 ∼	5,800円	D 2	"	3, 450	350
		5, 801 ~	8,700 円	D 3	"	3,800	380
		8, 701 ~	13,000 円	D 4	"	4, 250	430
		13,001 ~	17,400 円	D 5	"	4,700	470
		17, 401 ~	22,400 円	D 6	"	5,500	550
		22, 401 ~	28,200 円	D 7	"	6, 250	630
		28, 201 ~	58,400 円	D 8	"	8, 100	810
		58, 401 ∼	75,000 円	D 9	"	9, 350	940
		75, 001 ~	96,600 円	D10	"	11,550	1, 160
	A階層、B階層及	96, 601 ∼	121,800 円	D11	"	13, 750	1,380
	びC階層を除き当	121,801 ~	175,500 円	D12	"	17,850	1,790
	該年度分の市町村 民税の課税世帯で あって、その市町 村民税所得割の額 の区分が次の区分 に該当する世帯	175, 501 ~	221,100 円	D13	"	22,000	2, 200
D階層		221, 101 ~	380,800 円	D14	"	26, 150	2,620
		380, 801 ~	549,000 円	D15	"	40, 350	4,040
		549, 001 ~	579,000 円	D16	"	42,500	4, 250
		579, 001 ~	700,900 円	D17	"	51, 450	5, 150
		700, 901 ~	849,000 円	D18	"	61, 250	6, 130
		849,001 ~	1,041,000 円	D19	"	71,900	7, 190
		1,041,001 以上		D20	"	全 額	左の徴収基 準月額の
							10%。ただ
							し、その額が9.560円に
							が8,560円に 満たない場
							合は8,560円
	ļ						

備考

*同一世帯から、同一月内に2人以上の児童が、この表の適用を受ける場合は、I人は自己負担月額の欄により、それ以外の児童については、加算基準月額の欄によりそれぞれ算定します。

*この表の適用時期は、毎年7月1日を起点として取り扱います。

■小児慢性特定疾病児童日常生活用具給付の流れ

I	2	3	4	5
主治医に理由書等 の作成を依頼す る。 ※不要な場合があ ります。	希望する種目を取 り扱う業者へ、見積 書の作成を依頼す る	理由書・見積書等を受付窓口に持参し、申請する	給付の決定通知が 届く	給付の決定通知に 記載された自己負 担金を業者へ支払 い、業者から用具 の給付を受ける

注意★給付の決定通知が届く前に、業者から用具の給付を受けることはできません。

熊本市子ども政策課

〒860-8601 熊本市中央区手取本町1番1号 TEL 096-328-2156 FAX 096-351-2183

下記ホームページからも申請書のダウンロードができます。

 $\label{lem:http://www.city.kumamoto.jp/hpKiji/pub/detail.aspx?c_id=5&id=638\&class_set_id=1\&class_id=15$